

建設業者の皆様へ

令和7・8年度 競争入札参加者の等級別格付にかかる 発注者別評価点について

競争入札参加資格者の等級別格付工種（土木一式、建築一式、舗装、電気、管、水道施設）の格付については、総合評定値に発注者別評価点を加えた総合点数により行っています。

令和7・8年度の発注者別評価点は、次の評価項目となりますので、お知らせします。

※ 「申請必要」となっている項目の詳細につきましては、「競争入札参加資格審査申請要領」（12月中旬公表予定）をご覧ください。

【資格審査基準日及び評価対象期間】

資格審査基準日：令和7年1月31日

評価対象期間：令和5年1月1日から令和6年12月31日まで

1. 工事成績（継続）

各自（工種ごと）平均工事成績評定点 − 全体（工種ごと）平均工事成績評定点 = 加減点（A）
（小数点以下2位未満切捨て） （小数点以下2位未満切捨て）

・（A）が−5以下又は0を超えるものについて、

（A） × 5点（工種ごと）

（小数点以下切捨て）

◎市内業者対象

◇工事成績評定点に係る対象工事

市内業者が施工した格付6工種（土木一式、建築一式、舗装、電気、管、水道施設）の、評価対象期間に完成検査が完了した工事

2. 正社員採用（継続）「申請必要」

評価対象期間において正社員を採用し、資格審査申請書を提出した時点で引き続き正社員として雇用しているものについて、

1人につき+5点（ただし、当該社員が女性である場合には、+8点）

（最大3人分まで ∴最大 +24点）

◎市内業者対象

3. 障がい者雇用（継続）「申請必要」

資格審査基準日において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づく法定義務を超えて障がい者を雇用しており、資格審査申請書を提出した時点で引き続き雇用しているものについて、
+10点

※法定雇用義務のある事業所は法定雇用率を満たす人数+1人以上の障がい者を雇用、
法定雇用義務のない事業所は1人以上の障がい者を雇用

◎市内業者対象

4. 女性技術者雇用（内容見直し）「申請必要」

資格審査基準日において、女性技術者を正社員として雇用しており、資格審査申請書を提出した時点で引き続き正社員として雇用しているものについて、

1人につき+3点

（最大10人分まで ∴最大 +30点）

◎市内業者対象

5. 子育て支援、ワーク・ライフ・バランス（内容見直し）《申請必要》

- (1) 資格審査基準日において、山形県が実施する「やまがたスマイル企業認定制度」に基づく次の認定を受けているものについて、
- (ア) ダイヤモンドスマイル企業 +10点
 - (イ) ゴールドスマイル企業 +5点
 - (ウ) スマイル企業 +3点
- (2) 資格審査基準日において、日本健康会議の健康経営優良法人に認定されているものについて、+5点
- ((1)・(2)それぞれについて加点します。 ∴最大 +15点) ◎市内業者対象

6. 建設工事優秀技術者表彰（継続）《申請必要》

- 資格審査基準日において、令和3年度から令和6年度までの間に山形市建設工事優秀技術者表彰制度実施要綱に基づき表彰（優良建設工事特別賞を除く。）を受けたことのある技術者を、正社員として雇用し、又は常勤役員として委任し、かつ、資格審査申請書を提出した時点で引き続き正社員として雇用し、又は常勤役員として委任しているものについて、
- 1人につき+5点
- (最大3人分まで ∴最大 +15点) ◎市内業者対象

7. 市道等除雪契約（継続）

- (1) 資格審査基準日が属する年度において、山形市の市道等除雪業務委託の契約実績があるものについて、+15点
- (2) (1)の委託契約に定める除雪準備費の対象となる乗用の除雪機（モーターグレーダー、タイヤドーザー、ロータリー除雪車に限る）について、
- 1台につき +3点（5台分まで ∴最大 +15点）
- ((1)・(2)それぞれについて加点します。 ∴最大 +30点) ◎全業者対象

8. 災害時応援協定、災害時応援協定に基づく活動（継続）《申請必要》

- (1) 資格審査基準日において、山形市と災害時における応援協定を締結している団体に所属し、協定に基づく協力を確約しているものについて、+5点
- (2) 評価対象期間において、国・自治体との災害時における応援協定に基づく、パトロール、応急対策、復旧支援等の活動を行った実績があるものについて、+5点
- ((1)・(2)それぞれについて加点します。 ∴最大 +10点) ◎市内業者対象

9. 上下水道緊急対応・待機業務（継続）

- 資格審査基準日の属する年度において、下記の要件のいずれかに該当するものについて、+5点
- (1) 山形市上下水道部の山形市上下水道部時間外・休日対応業務委託契約に基づき業務を実施したもの
- (2) 山形市上下水道部の給配水管等修繕待機業務委託契約に基づき業務を実施したもの
- ((1)と(2)の重複加点は行いません。 ∴最大 +5点) ◎市内業者対象

10. 消防団協力事業所認定または水防協力団体指定（内容見直し）

- 資格審査基準日において、下記の要件のいずれかに該当する者について、+5点
- (1) 山形市消防団協力事業所の認定を受けているもの
- (2) 山形市水防協力団体の指定を受けているもの、又は指定を受けている団体に所属し、協力を団体に確約しているもの
- ((1)と(2)の重複加点は行いません。 ∴最大 +5点) ◎市内業者対象

1 1. 雪下ろし実施組合または間口処理協力業者登録（継続）

資格審査基準日において、下記の要件のいずれかに該当する者について、 + 5 点

- (1) 山形市の「雪下ろし実施組合紹介事業」にかかる実施組合に登録している団体に所属し、協力を団体に確約している。
- (2) 山形市の「間口処理協力業者紹介事業」にかかる協力業者に登録している、又は登録している団体に所属し、協力を団体に確約している。

((1)と(2)の重複加点は行いません。 ∴最大 + 5 点)

◎市内業者対象

1 2. ボランティア活動（継続）《申請必要》

評価対象期間において、企業として、山形市内におけるボランティア活動を、4 回以上行った実績があるものについて、 + 5 点

◎市内業者対象

1 3. エコアクション 2 1 認証・登録またはエコ通勤優良事業所認証・登録（継続）《申請必要》

資格審査基準日において、下記の要件のいずれかに該当する者について、 + 5 点

- (1) エコアクション 2 1 の認証登録を受けている。
- (2) 山形市内に所在する事業所において、エコ通勤優良事業所の認証登録を受けている。

((1)と(2)の重複加点は行いません。 ∴最大 + 5 点)

◎市内業者対象

1 4. 指名停止の状況（継続）

評価対象期間に指名停止の措置を受けたものについて、

指名停止期間の合計（月） × - 1 0 点

（1 ヶ月未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）

◎全業者対象

◇山形市まちづくり政策部 住宅政策課 工事契約係
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL023-641-1212 FAX023-624-9902

◇山形市上下水道部 総務課 契約係
〒990-0836 山形市南石関27番地
TEL023-645-1177